

無人航空機に係る事故等報告一覧（令和4年12月5日以降に報告のあったもの）

No.	発生日時	発生場所	飛行させた者	型式若しくは製造者	出発地 / 到着予定地	事案の概要	人の死傷等	機体の損壊概要	再発防止策等	備考
1	令和4年12月6日 11時20分頃	山梨県 北杜市	事業者	エアロセンス AS-MC03	山梨県北杜市 / 同左	空撮のため無人航空機を離陸させた際、付近の木に接触・墜落させ、直下に駐車していた第三者の車両に衝突した。当該車両の屋根には、衝突による損傷が生じた。なお、当該車両の中に人の存在はなかった。	なし	機体下部のカメラ破損	飛行前のチェックリストに、設定飛行高度までの間に障害物がないか確認する項目を追加する。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
2	令和4年12月10日 14時00分頃	徳島県 阿南市	事業者	DJI PHANTOM4 PRO	徳島県阿南市 / 同左	空撮のため無人航空機を離陸させたところ、河川上空を飛行中に無人航空機と操縦装置間の通信が不能となり、機体が河川へ落下し、紛失した。	なし	不明	-	本件は、「無人航空機の制御が不能となった事態」として、重大インシデントに該当する。
3	令和4年12月13日 15時01分頃	埼玉県 熊谷市	事業者	ACSL ACSL式PF2-CAT3 型 (開発試験中)	埼玉県熊谷市 / 同左	試験飛行のため無人航空機を離陸させたところ、直後に一部ローターが停止し、機体が地上に落下した。	なし	アーム及びスキッドの破損	原因となった配線に是正措置をとった。	本件は、「無人航空機の制御が不能となった事態」として、重大インシデントに該当する。(試験飛行)
4	令和4年12月29日 14時30分頃	長崎県 東彼杵郡	個人	DJI Mini3	長崎県東彼杵郡 / 同左	離陸後間もなく低速で前進後に停止させ、後退及び下降をしようとしたところ、突如制御不能となり機体が勝手に前進及び上昇した。マニュアルで一度機体を止めスティックから手を離したが、機体は再び前進及び上昇したため、操作しようとしたところ、制御不能のまま飛行を続け、木に絡まり停止した。機体は高所で不安定な場所の木に絡まったため回収は困難。	なし	不明	-	本件は、「無人航空機の制御が不能となった事態」として、重大インシデントに該当する。
5	令和5年1月10日 11時01分頃	静岡県 伊東市	事業者	DJI PHANTOM4 PRO	静岡県伊東市 / 同左	空撮のため無人航空機を上昇させている途中、高度100mくらいで突如機体が制御不能となった。その後間もなく真下に墜落した。	なし	足が折れ、カメラが外れる	-	本件は、「無人航空機の制御が不能となった事態」として、重大インシデントに該当する。
6	令和5年1月13日 10時40分頃	東京都 大田区	事業者	DJI PHANTOM4	東京都大田区 / 同左	飛行訓練中、付近を走行していた自転車に乗った運転手に接触し、負傷させた。	鼻根部及び右頬部の挫創	なし	事業者の敷地内であっても、道路に面している場所では飛行させず、余裕を持った離隔のある場所で飛行させる。またエリアを区別するため安全コーンや柵を設置する。更に、補助者を立たせ、操作訓練範囲内への第三者進入を制限する。	本件は、「無人航空機による人の負傷」として、重大インシデントに該当する。
7	令和5年1月22日 11時25分頃	埼玉県 熊谷市	事業者	ACSL ACSL式PF2-CAT3 型 (開発試験中)	埼玉県熊谷市 / 同左	試験飛行を行っていたところ、突如パラシュートが意図せず開き機体が制御不能となり、地上に落下した。	なし	機体構造及びスキッドの破損	型式認証活動の中で対応	本件は、「無人航空機の制御が不能となった事態」として、重大インシデントに該当する。(試験飛行)

* 本件は、運輸安全委員会設置法に基づいて運輸安全委員会が事故等調査の対象案件とされなかった無人航空機による事故及び重大インシデントの一覧であり、事故等調査の対象案件となった事案については、運輸安全委員会のホームページ (<https://www.mlit.go.jp/jtsb/>) において公表される。

No.	発生日時	発生場所	飛行させた者	型式若しくは製造者	出発地 / 到着予定地	事案の概要	人の死傷等	機体の損壊概要	再発防止策等	備考
8	令和5年2月3日 16時19分頃	三重県 伊賀市	事業者	Coretronic Intelligent Robotics Corporation G6.0	三重県伊賀市 / 同左	空撮業務を行うためドローンを離陸させた際、自律飛行が中断したため、機体を離陸地点へ引き返すこととしたが、経路から逸脱した飛行となった。そのため操縦士は機体に対して一時停止の信号を送信したが、機体は反応せず制御不能のまま、最終的に木に追突した。	なし	アーム1本・ カメラの損傷	原因はROS(Robot Operating System)を使った当該機の飛行制御モジュールに不具合があったため。再発防止策として、ROSのウェイポイント制御ノードプログラムを修正した。	本件は、「無人航空機の制御が不能となった事態」として、重大インシデントに該当する。
9	令和5年2月5日 10時30分頃	広島県 廿日市市	事業者	DJI Mavic2 PRO	広島県廿日市市 / 同左	空撮のため無人航空機を離陸させたところ、上昇途中、突如バッテリーの残量表示が0%となり、直後に機体が制御不能となった。その後間もなく落下し水没した。	なし	不明	飛行頻度を考慮し、原則1年ごとにバッテリーは交換するようにし、安全性を担保する。周囲への安全が確保できる低高度で、離陸して1分程度、機体の正常性を確認した後に本飛行させる。	本件は、「無人航空機の制御が不能となった事態」として、重大インシデントに該当する。
10	令和5年2月8日 11時45分頃	三重県 多気郡	事業者	DJI MavicAir2	三重県多気郡 / 同左	空撮のため無人航空機を飛行させようとしたところ、離陸時に関係者が無人航空機に手を伸ばし、プロペラに接触したことで負傷した。	右手指3本切創	なし	飛行前に書面にて、操縦者・補助者・関係者の間で役割・合図方法・咄嗟の対応・指示系統等について相互確認を行い、操縦者以外は無人航空機に触れないこととする(電源オフの場合を除く)。なお本事案については、離陸時に機体が意図としない姿勢となったことが要因の一つであったため、操縦面の対策として「離陸をやり直す時は、機体が地面に接地していることを確認すると共に、プロペラが完全に停止していることを確認する」項目を飛行前確認書に追記する。	本件は、「無人航空機による人の負傷」として、重大インシデントに該当する。
11	令和5年2月10日 14時40分頃	秋田県 山本郡	事業者	ACSL AeroRangePRO	秋田県山本郡 / 同左	空撮業務を行うため無人航空機を離陸させた際、自律飛行中に3番ローターが停止したため、マニュアル操縦に切替えたが、機体は反応せず制御不能のまま墜落した	なし	アーム2本・プロペラ4 つ・スキッド2本・ESC (3番)・モーター(3番) の破損、ボディの一部 亀裂	原因は3番ESC(Electric Speed Controller)が故障したことによるモーター停止。再発防止策として、Flight ControllerからESCへ信号が適切に伝達されなかった可能性があるため、今後は飛行前にもESCからの配線・接触確認を実施する。	本件は、「無人航空機の制御が不能となった事態」として、重大インシデントに該当する。
12	令和5年2月17日 9時5分頃	神奈川県 横浜市	事業者	DJI MavicAir2	神奈川県横浜市 / 同左	空撮のため無人航空機を離陸場所から飛行させていたところ、突然機体が通信途絶の状態となり、あらかじめ設定していた自動帰還装置が作動したが、離陸地点への引き返し経路から逸脱した飛行となり、徐々に降下し走行中の車両の屋根に落下した。当該車両の屋根には落下による損壊が生じた。	なし	右前アームと 右後プロペラの破損	離陸前の点検表にGPSの受信状況・通信環境の確認について追記した。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
13	令和5年2月28日 12時13分頃	千葉県 千葉市	事業者	DJI PHANTOM4 PRO	千葉県千葉市 / 同左	飛行練習のため無人航空機を1.5m程度上昇させたところ、突然ローターが停止し、真下に墜落した	なし	左スキッドの変形	原因は右ESCの故障。	本件は、「無人航空機の制御が不能となった事態」として、重大インシデントに該当する。
14	令和5年3月2日 13時0分頃	岐阜県 各務原市	事業者	株式会社プロドロー ン PDH-GS120-M	岐阜県各務原市 / 同左	操縦訓練のため無人航空機を飛行させている途中、エンジン回転数が低下したためホバリングに移行し着陸操作を試みたが、マフラーから白煙が出た後、高度15~20mくらいでエンジンが停止し、機体が制御不能となり墜落した。	なし	エンジンの損壊、 ボディの傷、 スキッドの変形	ジェネレーター内部のシャフトとベアリング間に摩耗が生じ、摩耗により発生した粉が発電用のモーターに入ってしまう、モーターが固着してしまったことが原因と考えられている。再発防止策として、ジェネレーター内部のシャフトに取付けられるベアリングを接着剤で固定させ、摩耗が起きないようにする。	本件は、「無人航空機の制御が不能となった事態」として、重大インシデントに該当する。

* 本件は、運輸安全委員会設置法に基づいて運輸安全委員会が事故等調査の対象案件とされなかった無人航空機による事故及び重大インシデントの一覧であり、事故等調査の対象案件となった事案については、運輸安全委員会のホームページ (<https://www.mlit.go.jp/jtsb/>) において公表される。

No.	発生日時	発生場所	飛行させた者	型式若しくは製造者	出発地 / 到着予定地	事案の概要	人の死傷等	機体の損壊概要	再発防止策等	備考
15	令和5年3月14日 14時30分頃	高知県 高知市	行政機関	Autel Robotics Evo2 Pro V3	高知県高知市 / 同左	訓練飛行のため、離陸場所から飛行させ着陸させようとしたところ、着陸予定場所が平坦ではなかったことから、関係者が素手で機体を止めようとしたため回転中のプロペラに指が接触し負傷した。	右手第二指切創	なし	飛行前の確認項目について以下内容を追加し周知を行った。 ① 飛行前に安全に離着陸できる場所であるかを確認し、離着陸時は平らな地面など安全に配慮した場所で行うことを基本とする。 ② 着陸においては現地の状況を勘案しながら場所を確保し、ハンドキャッチは避けること。 ③ オペレーターや補助者は、保護具を適切に装着すること。	本件は、「無人航空機による人の負傷」として、重大インシデントに該当する。
16	令和5年3月16日 10時33分頃	神奈川県 横浜市	行政機関	ACSL 蒼天	神奈川県横浜市 / 同左	訓練飛行のため、離陸場所から80cm程度の高さまで上昇させたところ、機体が左右に揺れたので着陸を試みたが機体は制御不能となり、回転しながら4～5m離れていた操縦者に向かって飛行した。操縦者は体で抱え込むようにして機体を止めようとしたが、プロペラに指が接触し負傷した。最終的に機体は補助者が毛布を被せたことにより停止した。	右手薬指切創	プロペラ2枚の破損	機体の制御不能に関しては事案発生現場に起因する地磁気エラー（環境要因）によるものであったことから、当該場所での飛行は今後控えるとともに、飛行前に離陸地点にて起動した機体に「方位誤差増大/AZIMUTH ERROR INCREASED」が表示されないことを確認することで地磁気エラーの影響を回避することとする。	本件は、「無人航空機による人の負傷」として、重大インシデントに該当する。
17	令和5年3月21日 13時13分頃	長野県 塩尻市	事業者	DJI PD6B-Type3C	長野県塩尻市 / 同左	試験飛行を行うため無人航空機を飛行させたところ、突然GNSSモジュールの捕獲衛星数がゼロとなったため、自動的にGNSSモジュールが別のモジュールに切り替わったが、適切な高度の計算がされなかったため自動航行が中断した。遠隔監視アプリには離陸地点への着陸が表示されたが、実際はその場に着陸する挙動となり、最終的に木に接触して落下した。	なし	全てのプロペラ・荷物箱の破損、脚1本の屈折	原因はGNSSモジュールの切り替え時の高度計算の不備及び緊急着陸時の遠隔監視アプリと機体の連携不良と特定された。 再発防止策としては以下2点となる。 ① 本来取り除かれるべき高度のエラー情報が残ってしまったために緊急着陸へ至ったため、プログラム変更により、エラーとなったGPSアンテナ情報すべてを破棄し、予備アンテナを正常に働かせる仕様修正を行う。 ② Return To Launch外の挙動（事象で示された最終アクション遷移）が発生する旨を遠隔監視アプリへ返す仕組みを構築する。	本件は、「無人航空機の制御が不能となった事態」として、重大インシデントに該当する。
18	令和5年3月30日 18時48分頃	北海道 伊達市	事業者	DJI Mavic2 Enterprise Dual	北海道伊達市 / 同左	空撮のための飛行後に着陸させようとしたところ、制御不能となり予期しない方向へ飛行を始めたため、操縦者が第三者への危害を回避するために機体を取り押さえ電源を切った際、操縦者の手が回転中のプロペラに接触し負傷した。	右手手指3か所切創	プロペラの破損	-	本件は、「無人航空機による人の負傷」及び「無人航空機の制御が不能となった事態」として、重大インシデントに該当する。
19	令和5年4月11日 6時20分頃	福井県 坂井市	個人	ヤマハ発動機 株式会社 AYH-3	福井県 坂井市 / 同左	農薬散布を行うため無人航空機を飛行させていたところ、方向転換時に機体の回転が止まらず制御不能となり、最終的に電柱に接触し落下した。	なし	大破	機体メーカーの検証により、機体方向を制御するサーボモーター内のモーター軸に製造時塗布していた潤滑オイル量が適正量よりも多く、モーター整流子の汚れにより当該サーボモーターが動作不良を起こし、機体方向が制御不能に至ったことが原因であることが特定された。 再発防止策として、機体メーカーは製造工程を改善し、潤滑オイル量のばらつきを管理することで、適正な量となるよう是正した。	本件は、「無人航空機の制御が不能となった事態」として、重大インシデントに該当する。

* 本件は、運輸安全委員会設置法に基づいて運輸安全委員会が事故等調査の対象案件とされなかった無人航空機による事故及び重大インシデントの一覧であり、事故等調査の対象案件となった事案については、運輸安全委員会のホームページ（<https://www.mlit.go.jp/jtsb/>）において公表される。

No.	発生日時	発生場所	飛行させた者	型式若しくは製造者	出発地 / 到着予定地	事案の概要	人の死傷等	機体の損壊概要	再発防止策等	備考
20	令和5年4月13日 10時30分頃	福岡県 みやま市	事業者	ヤマハ発動機 株式会社 FAZER(L30)	福岡県みやま市 / 同左	農業散布のため無人航空機を離陸場所から飛行させていたところ、停止すべき地点で補助者が操縦者に対して合図を送ったが、操縦者は機体を進行し過ぎてしまい、回転していたローターが家屋の屋根に接触した。当該家屋の屋根の一部には接触による損壊が生じた。	なし	ローター・脚の破損、 ボディにひび	再発防止策として、事業者は以下2点について取り組む。 ①農業散布の飛行方法について、基本的に障害物に向かう飛行はせず、散布圃場に障害物がある場合は必ず障害物に対して平行に散布飛行することとする。やむを得ず障害物に向かって散布飛行する場合、操縦者も補助者も障害物の所まで行くことができれば、生産者に了承の上、奥まで散布飛行はしないようにする。 ②操縦者と補助者間の確認不足が原因だったことから、散布圃場に到着したらその都度、障害物の有無及び障害物までの距離を相互確認する。また、7月末の防除時期の前に、操縦者全員を集め、本事案の共有と共に安全な散布飛行の徹底を呼びかける。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
21	令和5年4月14日 13時00分頃	新潟県 阿賀野市	事業者	DJI PHANTOM4 PRO	新潟県阿賀野市 / 同左	空撮を行うため無人航空機を40m程度の高さで飛行させていたところ、突然コントローラーに「機体未接続」と表示され、機体は制御不能となり、その後真下へ落下した。	なし	プロペラ1枚・カメラ・脚 の破損	機体メーカーの検証により送信機のアンテナの故障が特定されたところ、飛行中に機体との通信途絶が発生し、併せて、バッテリーの取り付け・接触不良により機体振動等に伴って機体電源の断絶が発生したことにより、通信途絶時に作動するFail Safe機能であるReturn To Home(離陸地点への自動帰投)が作動せずに墜落に至った可能性が想定される。飛行させる事業者としては、今後Return To Homeを確実に機能させるため、飛行前の機体点検においてはバッテリーの取り付け・接触確認を入念に実施する。	本件は、「無人航空機の制御が不能となった事態」として、重大インシデントに該当する。
22	令和5年4月23日 16時16分頃	千葉県 袖ヶ浦市	個人	Holy Stone Toys HS700E	千葉県袖ヶ浦市 / 同左	空撮のため無人航空機を飛行させていたところ、高度20m程度で突然機体が1分程度停止したため、マニュアルで操縦を試みたが制御不能となり、その後機体は意図せず徐々に高度を下げながら飛行をし、最終的に第三者の所有する家屋の網戸に接触した。当該家屋の網戸の一部にはプロペラの接触による損壊が生じた。	なし	プロペラ・プロペラガード の破損	機体メーカーによると、飛行させた場所に大きな鉄塔があり、その電波干渉を受けた可能性が高いとのことだった。 再発防止策としては、ユーザーマニュアルに規定されている通り、鉄塔が近くにある電波干渉の影響を受けやすいエリアでの飛行は避ける。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
23	令和5年4月4日 9時15分頃	岩手県 盛岡市	事業者	HG Robotics Vespa Hex 2K	岩手県盛岡市 / 同左	訓練飛行のため無人航空機を離陸場所から飛行させ着陸させようとしたところ、2本のランディングギアのうち片方だけが接地したため、状況を確認しようと機体に近づいたところ、機体が操縦者の方向へ移動し、回転中のプロペラが操縦者の左手に接触して負傷した。最終的に補助者がランディングギアを掴んで機体を裏返したところプロペラは停止した。	左四指及び左五指の 切創	プロペラの破損、上部 保護カバーの離脱	再発防止策として、マニュアルに基づいた正しい機体の操作方法や緊急停止方法を把握し、操縦ミスによる事故等発生防止に努める。 また、補助者は耐刃用手袋を常備し、緊急時にはすぐに手袋を着用して対処できるように備える。	本件は、「無人航空機による人の負傷」として、重大インシデントに該当する。
24	令和5年5月9日 11時26分頃	山梨県 北都留郡	事業者	ACSL Air Truck	山梨県北都留郡 / 同左	試験飛行を行うため無人航空機を自動航行で離陸させたところ、25m程度の高さで1本のアームが折れ、その後機体は真下へ落下した。	なし	全損	機体メーカーの検証により、原因はアームにカウルが接触したことで応力が集中し、アームの破断に至ったと特定された。(アームの強度には問題はなかった。) アームの破断への再発防止策としては以下2点となる。 ①カウルを削り、アームとのクリアランスを確保することで接触を防止する。 ②アームにゴムシートを貼付することで応力を分散させる。	本件は、「無人航空機の制御が不能となった事態」として、重大インシデントに該当する。

* 本件は、運輸安全委員会設置法に基づいて運輸安全委員会が事故等調査の対象案件とされなかった無人航空機による事故及び重大インシデントの一覧であり、事故等調査の対象案件となった事案については、運輸安全委員会のホームページ (<https://www.mlit.go.jp/jtsb/>) において公表される。

No.	発生日時	発生場所	飛行させた者	型式若しくは製造者	出発地 / 到着予定地	事案の概要	人の死傷等	機体の損壊概要	再発防止策等	備考
25	令和5年5月17日 15時37分頃	茨城県 古河市	事業者	ヤマハ発動機 株式会社 YMR-08	茨城県古河市 / 同左	農薬散布のため無人航空機を茨城県古河市の離陸場所から飛行させていたところ、補助者から操縦者に対する合図が遅れたため、機体が停止すべき地点を通り過ぎ、プロペラが電柱間に張られた光ケーブルに接触した。これにより当該ケーブルの一部に接触による損傷が生じたが、通信障害はなかった。	なし	プロペラ4枚破損	原因が飛行経路の設定及び操縦者と補助者のやり取りに原因があったため、以下の再発防止策を講じる。 ① 飛行経路について 効率重視ではなく安全第一の飛行経路を選定すること。農薬散布を実施する圃場の周辺に存在する物件を確認し、飛行方向に接触のリスクがある物件がある飛行経路は設定しないこと。操縦者から遠い場所で旋回する必要がある場合には近くに物件や道路がない飛行経路を設定すること。 ② 操縦者と補助者のコミュニケーションについて 飛行前に操縦者と補助者間で 作業する現場での事故のリスクについて 評価を行い、情報を相互共有する。また補助者からの指示を省略することは絶対に行わない。指示に対する相手の反応がなければ、再度指示を出して確実なコミュニケーションを実施する。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
26	令和5年5月31日 7時30分頃	富山県 小矢部市	事業者	DJI AGRAS MG-1S ADVANCED	富山県小矢部市 / 同左	農薬散布のため無人航空機を飛行させていたところ、障害物検知センサーが作動して機体が一時的に停止をしたため、操縦者が障害物検知センサーを解除し手動操作に切り替えたところ、操縦が不安定となり、家屋建設中の金属足場に接触・墜落、飛散したローターの一部が建設中住居の防水断熱シートを破損した。	なし	プロペラ・アームの屈折、センサー・電子端子部分の破損	①飛行前には障害物検知センサーが検知する可能性のある場所など、必ず圃場周辺の環境を確認して、障害物から十分な安全な距離を確保した飛行経路を設定する。 ②自動飛行中に万一障害物検知センサーが検知した場合は、焦らず操作手順どおり定められた回避飛行を行う。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
27	令和5年6月1日 5時40分頃	北海道 岩内郡	個人	DJI AGRAS T20	北海道岩内郡 / 同左	農薬散布のため無人航空機を飛行させていたところ、機体在意図せず降下・不時着し、不時着した機体へ操縦者が接近したところ、回転中であったプロペラが操縦者の右肘に接触した。操縦者は右肘にパッドを装着していたため、プロペラは直接皮膚に接触していないが、打撲を負った。	右肘打撲	プロペラモーターの破損	①経年劣化したバッテリーの使用が原因であると認識し、これまで冬期は-10℃ほどの納屋で保管してきたため、今後は極度な低温環境での保管を避ける。 ②打撲については、プロペラが回転している機体に接近したことが要因であったため、今後は回転中のプロペラには接近しない。プロペラが回転している機体を停止させる必要がある際は毛布を被せる等、直接機体には触れずに停止させるようにする。	本件は、「無人航空機による人の負傷」として、重大インシデントに該当する。
28	令和5年6月5日 19時11分頃	鹿児島県 大島郡	事業者	DJI AGRAS T10	鹿児島県大島郡 / 同左	農薬散布のため無人航空機を離陸させようとしたところ、機体の姿勢が崩れ、予期しない動きを始め制御不能となったため、操縦者が第三者への危害を回避するために機体の電源を切ろうとした際、操縦者の指が回転中のプロペラに接触し負傷した。	右示指の皮膚欠損及び末節骨部分欠損	アーム折損、プロペラの損壊	①飛行前の周知徹底 イレギュラーが起きても冷静に対応出来るよう日頃から飛行前に、操縦者と補助者で飛行の強制終了のコマンドを確認する。 ②第三者立入制限の徹底 関係者以外の第三者を守るため、立入禁止区画の設定を確実にし、作業エリアを明確にすることを継続する。 ③緊急用の安全グッズの常備 緊急時に機体を停止させる時、回転するプロペラから身を守るため、棒・ネットを常備して対応する。決して、生身(素手)では対応しない。	本件は、「無人航空機による人の負傷」として、重大インシデントに該当する。

* 本件は、運輸安全委員会設置法に基づいて運輸安全委員会が事故等調査の対象案件とされなかった無人航空機による事故及び重大インシデントの一覧であり、事故等調査の対象案件となった事案については、運輸安全委員会のホームページ (<https://www.mlit.go.jp/jtsb/>) において公表される。

No.	発生日時	発生場所	飛行させた者	型式若しくは製造者	出発地 / 到着予定地	事案の概要	人の死傷等	機体の損壊概要	再発防止策等	備考
29	令和5年6月16日 9時10分頃	宮崎県 宮崎市	個人	DJI AGRAS MG-1	宮崎県宮崎市 / 同左	農業散布のため無人航空機を飛行させようと機体を上昇させたところ、突然風に煽られたことで機体の姿勢が崩れ、その際に操縦を誤ったことで機体が第三者の車両に接触後、プロペラが操縦者に接触した。これにより、車両後部に破損(こすり傷及び凹み)が生じるとともに、操縦者が顔面及び右腕を負傷した。	顔面7ヶ所挫創、 右前腕1ヶ所挫創	プロペラの破損	・負傷事案への対策 ①オペレーター、補助者ともに保護具の装着を徹底する。 ②オペレーター、補助者ともに飛行中における危険回避場所を確保する。 ③離陸時はドローンよりも風上に立つように留意する。またドローン離陸時にドローンよりも風下に立たないといけな場合は、30m以上の距離を保ち離陸させる。 ・物件の損壊事案への対策 ①特に限られたスペースしかない様な圃場の場合には圃場周辺30m以内に車輛の停車、侵入を防止するコーンなどの設置を徹底する。 その他の圃場でも30m以上離れて車輛を停車させることを徹底する。 ②散布圃場に到着後、障害物の有無、車輛の移動の有無、障害物までの距離を操縦者、補助者ともに確認をし、周囲への周知ならびに最終フライトプランの打ち合わせを行う。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
30	令和5年6月20日 7時45分頃	茨城県 筑西市	事業者	ヤマハ発動機 株式会社 FAZER	茨城県筑西市 / 同左	農業散布のため無人航空機を離陸場所から飛行させていたところ、補助者が所定の場所に到着する前に飛行を開始したことから折り返しの合図が必要なタイミングで発せられず、機体が折り返すべき地点を通り過ぎ、そのことに気づいた操縦者が誤って機体を上昇させてしまい、機体が隣接する建屋上の看板に接触し、看板の一部が破損した。	なし	メインローター、 テールボディの破損	①農林水産航空協会とヤマハ発動機機から安全指導員を招いて、操縦者全員に農業散布による安全の再教育を行う。 ②障害物のある方向へは飛行しない。ただし、やむを得ず障害物の方向へ飛行する場合は、安全な距離をとって行う。 ③飛行前には必ず補助者と連携をとってから実施する。(ガイドラインを確認して双方で合図をしながら行う) ④焦りと疲労を感じた時は飛行せず、しっかりと休憩をとってから気持ちに余裕をもつ。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
31	令和5年6月21日 5時37分頃	茨城県 筑西市	事業者	ヤマハ発動機 株式会社 FAZER	茨城県筑西市 / 同左	農業散布のため無人航空機を離陸場所から飛行させていたところ、操縦者が足元の雑草に気を取られている間に誤って機体を上昇させたことから、機体を送電線に接触し送電線の被覆の一部が破損した。	なし	メインローター、 テールローターの破損	①農林水産航空協会とヤマハ発動機機から安全指導員を招いて、操縦者全員に農業散布による安全の再教育を行う。 ②送電線付近では高さを確認して、干渉しない高度で飛行する。 ③ホバリングする時は送電線と機体の位置を補助者に安全確認してもらってからホバリングを実施する。 ④農業散布中、補助者は作業が終わるまで周囲の状況及び機体の動向を確認し、操縦者と連携をとりながら行う。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
32	令和5年7月4日 07時35分頃	宮崎県 児湯郡	個人	ラジコンプラモデル 専門店ヘリポート HP-10	宮崎県児湯郡 / 同左	農業散布のため無人航空機を飛行させていたところ、圃場の奥行距離を見誤り機体が隣接する農道に出たことにより、走行中の車両と接触後、対向車線を走行していた車両にも接触し、当該車両2台の一部に損壊が生じた。	なし	本体フレームの歪み、 プロペラ及びタンクの破損	①障害物方向には飛行させない。 ②圃場及び圃場周辺の安全確認をしてから飛行させる。 ③時間的焦りがあっても、手順の省略等は行わず安全運航を徹底する。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
33	令和5年7月4日 15時30分頃	高知県 高知市	事業者	ヤマハ発動機 株式会社 FAZER	高知県高知市 / 同左	農業散布のため無人航空機を離陸場所から飛行させていたところ、操縦を誤り高度を上げてしまったことで機体を電話線に接触させ、電話線の一部が破損した。なお、これによる通信障害は発生しなかった。	なし	機体テール、メイン ローターの破損	①農業散布にあたる操縦者・補助者全員で当日の「安全宣言」を行い、安全意識の向上と危険箇所の情報共有を図る。 ②散布飛行する前の準備・段取りにおいて、操縦者と補助者の間で散布場所及び周辺の障害物の共有をし、安全管理の徹底に努める。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。

* 本件は、運輸安全委員会設置法に基づいて運輸安全委員会が事故等調査の対象案件とされなかった無人航空機による事故及び重大インシデントの一覧であり、事故等調査の対象案件となった事案については、運輸安全委員会のホームページ (<https://www.mlit.go.jp/jtsb/>) において公表される。

No.	発生日時	発生場所	飛行させた者	型式若しくは製造者	出発地 / 到着予定地	事案の概要	人の死傷等	機体の損壊概要	再発防止策等	備考
34	令和5年7月10日 11時25分頃	京都府 船井郡	事業者	株式会社ACSL SOTEN	京都府船井郡 / 同左	飛行前点検における機体動作確認のため無人航空機を飛行させていた後、着陸を試みようとしたが操縦ミスにより機体が操縦者の方向に向かってきたため、それを阻止するのに手で止めに入ったところ回転していたプロペラに接触し負傷した。	右手第一指関節切創、右手第二指末節切創	プロペラガードの破損	①メーカーによる実地講習会を開催し、機体操作や機体特性、その他機体の知識向上を図る。 ②社内操作訓練を定期的実施する。(1回/月) ③飛行前に現場作業責任者と一緒に動作確認を行う。機体に異常が見られた時は飛行を中止する。	本件は、「無人航空機による人の負傷」として、重大インシデントに該当する。
35	令和5年7月11日 12時00分頃	大分県 中津市	行政機関	DJI JAPAN 株式会社 PHANTOM 4 PRO	大分県中津市 / 同左	空撮のため無人航空機を大分県中津市の離陸場所から飛行させていたところ、突然電波が途切れ制御不能となり、機体は家屋の屋根に落下し、当該屋根の一部が損壊した。	なし	カメラの破損	使用していたリチウムイオンバッテリーは平成29年から使用し続けていたもので、経年劣化していた可能性があることから、以下の再発防止策を講じる。 ①飛行前点検時において、バッテリーの状態を十分に確認する。 (バッテリーに少しでも膨らみ、違和感を感じた場合は使用しない) ②使用しない時のバッテリーの維持管理にも十分に気をつける。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
36	令和5年7月11日 15時02分頃	福井県 敦賀市	事業者	株式会社ACSL AirTruck	福井県敦賀市 / 同左	訓練のため機体を飛行させていたところ、操縦を誤り、折り返すべき地点を越えて飛行したため、体育館の外壁に衝突して墜落した際に当該外壁の蛍光灯が損壊した。	なし	全損	①訓練範囲を設定して、機体はその範囲を逸脱した場合には指導者が操縦権を奪い、安全管理エリアまで操縦を行う。 ②飛行エリアの逸脱が発生しても十分に安全が確保出来る離着陸場所の選定を行う。 (訓練場所周辺に建造物がない場所を選定する)	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
37	令和5年7月16日 06時10分頃	千葉県 富津市	個人	ヤマハ発動機 株式会社 YF390AX	千葉県富津市 / 同左	農業散布のため飛行させていたところ、突如ローターの出力が低下し操縦不能となり、飛行させていた圃場近傍のソーラーパネル上に墜落し、当該ソーラーパネルが損壊した。	なし	スキッドの折損	※機体製造者による検証で機体に異常はなかったことを確認済 ①飛行前に気象条件及び飛行場所の環境条件を十分に理解したうえで飛行の可否、飛行方法を関係者全員で検討して共有する。 ②高高度でのホバリングを実施しない。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
38	令和5年7月17日 10時40分頃	大分県 中津市	事業者	ヤマハ発動機 株式会社 FAZER R	大分県中津市 / 同左	農業散布のため無人航空機を飛行させていたところ、機体を空中停止させたまま操縦者の立ち位置を変えようとした際、操縦者が移動した際、操縦を誤り、圃場近傍の電話線に接触させ、その一部が損壊した。	なし	プロペラの破損	①圃場及び圃場周辺の障害物等、操縦者と補助者で確認をして、安全飛行を徹底する。 ②飛行中移動する時は、機体を障害物等のない安全な場所にもっていく。 ③操縦者と補助者の声掛けを頻繁に行い、連携を密にする。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
39	令和5年7月18日 07時20分頃	宮崎県 都城市	事業者	ヤマハ発動機 株式会社 FAZER	宮崎県都城市 / 同左	農業散布のため無人航空機を宮崎県都城市の離陸場所から飛行させていたところ、圃場内にある電話線に気がつかず機体を電話線に接触させ、その一部が損壊した。	なし	メインローターの破損	①圃場及び圃場周辺の障害物を操縦者と補助者のセットで必ず確認をして共有を図る。 ②操縦者と補助者の合図は復唱を行い、確実な情報伝達を実施する。 ③高架線において、飛行中少しでも不安を感じたら操縦者、補助者の確実な確認を行ったうえで飛行を継続する。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
40	令和5年7月20日 05時05分頃	福井県 敦賀市	個人	ヤマハ発動機 株式会社 FAZER	福井県敦賀市 / 同左	農業散布のため無人航空機を福井県敦賀市の離陸場所から飛行させていたところ、圃場内にある電線が背景色と同化したことで操縦者が電線を視認できない状態となり、回避操作を行わなかったため機体が電線に接触し、当該電線の一部に接触による損壊が生じた。	なし	テールプームの折損	①圃場及び圃場周辺の障害物を飛行前に必ず確認し、操縦者と補助者の共有を図ったうえで飛行方法を検討する。 ②操縦者と補助者の合図、連絡を密にして、安全飛行に徹底する。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。

* 本件は、運輸安全委員会設置法に基づいて運輸安全委員会が事故等調査の対象案件とされなかった無人航空機による事故及び重大インシデントの一覧であり、事故等調査の対象案件となった事案については、運輸安全委員会のホームページ (<https://www.mlit.go.jp/jtsb/>) において公表される。

No.	発生日時	発生場所	飛行させた者	型式若しくは製造者	出発地 / 到着予定地	事案の概要	人の死傷等	機体の損壊概要	再発防止策等	備考
41	令和5年7月21日 10時30分頃	大分県 玖珠郡	事業者	ヤマハ発動機 株式会社 FAZER_R	大分県玖珠郡 / 同左	農業散布のため無人航空機を大分県玖珠郡玖珠町の離陸場所から飛行させていたところ、圃場内にある電話線が背景色と同化し視認できない状態となったため、機体が電話線に接触し、電話線の一部が損壊した。	なし	テールブーム折損、 メインローター破損	①飛行前に圃場及び圃場周辺の障害物を確認して、操縦者と補助者の情報共有を図り飛行方法を検討する。 ②飛行中、操縦者と補助者の声掛けを行い連携を密にする。 ③農業散布の計画を詰めすぎず、焦らないゆとりのある散布計画をたてる。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
42	令和5年7月22日 06時28分頃	茨城県 常総市	個人	ヤマハ発動機 株式会社 FAZER	茨城県常総市 / 同左	農業散布のため無人航空機を茨城県常総市の離陸場所から飛行させていたところ、圃場内にある電話線が背景色と同化したことで電話線が視認できない状態となり、本来停止すべき位置を超えたことから電話線に機体が接触し、その一部が損壊した。	なし	なし	①事前に飛行する場所の障害物を操縦者と補助者で情報共有を図り、飛行方法を検討したうえで実施する。 ②障害物に向かっての飛行は絶対にしない。 ③飛行中不安を感じたら、操縦者と補助者の複数の目で安全を確認してから飛行を継続する。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
43	令和5年7月23日 07時15分頃	栃木県 小山市	個人	ヤマハ発動機 株式会社 YF390	栃木県小山市 / 同左	農業散布のため無人航空機を栃木県小山市の離陸場所から飛行させていたところ、圃場周辺にある電柱を避けようとして操作した際、電柱と重なって視認できなかった道路標識に機体を接触させ、当該道路標識の一部に接触による損壊が生じた。	なし	全損	①散布飛行する前の現場確認を操縦者と補助者で行い、障害物、飛行方法を共有してから実施する。 ②飛行中、操縦者と補助者の声掛けを徹底して、安全運航を重視する。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
44	令和5年7月25日 09時50分頃	鳥取県 鳥取市	事業者	ヤマハ発動機 株式会社 FAZER	鳥取県鳥取市 / 同左	農業散布のため無人航空機を鳥取県鳥取市の離陸場所から飛行させていたところ、圃場内にある高架線が背景色と同化したことで操縦者が高架線を視認できず、そのまま操作を行い高架線に接触し一部損壊した。	なし	全損	①飛行前に必ず操縦者と補助者共に散布現場の確認をして障害物等の共有を図り、飛行方法を検討したあとに開始する。 ②操縦者から見て安全だと思っても、補助者からの指摘があれば飛行を一旦中止して確認を行う。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
45	令和5年7月25日 9時50分頃	高知県 高岡郡	事業者	株式会社クボタ T20K	高知県高岡郡 / 同左	農業散布のため無人航空機を離陸場所から飛行させていたところ、本来止まるべき位置よりも行き過ぎてしまったことを認識しないまま機体を移動させたため、近くの鳥獣柵の上にプロペラが接触し、機体が落下した。その際、回転中のプロペラが補助者の足の甲に接触し負傷した。	補助者1名(両足部打撲傷、右足部腫脹)	プロペラ・アーム・ノズル等の破損	①事前に操縦者、補助者の配置を確認し合う。 ②飛行前に目視しづらい場所を確認する。 ③補助者が指示を出すときは余裕をもって、操縦者に伝える。 ④飛行中に移動する時は、補助者と安全を確認してから移動をする。	本件は、「無人航空機による人の負傷」として、重大インシデントに該当する。
46	令和5年7月19日 13時00分頃	北海道 苫前郡	個人	XAG JAPAN 株式会社 P30	北海道苫前郡 / 同左	農業散布のため無人航空機を飛行させていたところ、自動飛行に伴う飛行ルートの設定に誤りがあったことにより、機体が操縦者の近傍に設置されていた電柱の支線に衝突し、その反動で操縦者の顔に接触し負傷した。	操縦者軽傷(左耳介後面6針、下顎下部4針、下顎部7針)	ローターの破損	①事前に農業散布する圃場周辺の障害物を確認して補助者と共有を図る。 ②飛行ルートが障害物に干渉していないか、飛行させる前に確認をする。	本件は、「無人航空機による人の負傷」として、重大インシデントに該当する。
47	令和5年7月23日 12時10分頃	熊本県 熊本市	個人	Hanger 9 RV-4	熊本県熊本市 / 同左	レジャー飛行のため無人航空機を飛行させていたところ、右エンジンが停止し、ラジコンクラブ飛行場の滑走路手前で墜落した。墜落時にエアコン室外機と家屋のプレハブ壁に接触し、エアコン室外機の一部に凹みが、プレハブ壁に摩擦痕が生じた。	なし	大破	①今回の要因は、右エンジンのイグニッションのキャップをしっかりと閉めていなかったため、プラグがはずれたことによりエンジンが停止した。今後は飛行前の機体点検時に、エンジンのイグニッションのキャップがしっかりと閉まっているか確認する。 ②飛行中にトラブルが発生し滑走路への着陸が困難な場合に備え、安全に不時着させられる場所をあらかじめ決めておく。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。

* 本件は、運輸安全委員会設置法に基づいて運輸安全委員会が事故等調査の対象案件とされなかった無人航空機による事故及び重大インシデントの一覧であり、事故等調査の対象案件となった事案については、運輸安全委員会のホームページ (<https://www.mlit.go.jp/jtsb/>) において公表される。

No.	発生日時	発生場所	飛行させた者	型式若しくは製造者	出発地 / 到着予定地	事案の概要	人の死傷等	機体の損壊概要	再発防止策等	備考
48	令和5年7月29日 16時00分頃	和歌山県 有田郡	個人	株式会社マゼックス 飛助DX	和歌山県有田郡 / 同左	農業散布のため無人航空機を飛行させていたところ、操作を誤り意図せず自動帰還モードに入り、帰還中に電話線に接触し切断させるとともに、機体が着陸態勢に入った際に補助者が機体に接近したことでプロペラが左腕に接触して負傷した。	左右前腕挫創左大腿挫創左前腕筋断裂	なし	①操縦者、補助者ともに動いているドローンには決して近づかないことを徹底する。 ②事前に散布する圃場の周辺を確認して、リスク箇所を洗い出し全員で共有する。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
49	令和5年7月30日 11時50分頃	富山県 高岡市	個人	DJI JAPAN 株式会社 AGRAS T20	富山県高岡市 / 同左	農業散布のため無人航空機を飛行させていたところ、操縦を誤り機体を圃場側の小屋に接触させ、雨樋と壁板を破損させた。	なし	腕部固定金具(2本)、アンテナ、散布ポンプ、プロペラの破損	①障害物検知機能をオフにして飛行していたため、同様の飛行を行う場合は確実に補助者による補助誘導を行う。 ②操縦者への安全教育において、周囲に不安全事項に繋がるものが無いかを確認し、手動航行の際に補助者なしで操作しないこと、補助者が現場に到着するまで離陸させないことを教育する。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
50	令和5年8月1日 06時50分頃	島根県 仁多郡	個人	DJI JAPAN 株式会社 AGRAS T10	島根県仁多郡 / 同左	農業散布のため無人航空機を飛行させていたところ、逆光のため電話線を視認できず機体を接触させ、電話線を断線させた。断線した電話線を使用する個人宅1軒で電話の不通が生じた。	なし	プロペラの破損	①飛行前に操縦者・補助者共に圃場の障害物について確認し、飛行方法について相互確認する。 ②逆光に備え、補助者は機体を挟んで操縦者の反対側にいること。また逆光が強い場合は飛行を一旦中断する。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
51	令和5年8月1日 06時40分頃	新潟県 長岡市	事業者	ヤマハ発動機 株式会社 FAZER L30-4	新潟県長岡市 / 同左	農業散布のため無人航空機を飛行させていたところ、圃場の側にある電柱の支線に気がつかず機体を接触させたため、支線の一部が損壊した。	なし	全損	①散布飛行する前に現場確認を操縦者と補助者で行い、障害物・飛行方法の共有を徹底する。 ②飛行中、操縦者と補助者の声掛けを徹底し、安全運航を徹底する。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
52	令和5年8月3日 07時00分頃	福島県 いわき市	個人	ヤマハ発動機 株式会社 YF390	福島県いわき市 / 同左	農業散布のため無人航空機を飛行させていたところ、操縦者と補助者共に電話線を視認できず、機体が電話線に接触し、その一部が損壊した。当該電話線を使用していた個人宅1件で通信障害が発生したが当日中に復旧した。	なし	メインロータ、カウルの破損	①離陸前に必ず、圃場及び周辺の障害物を確認して補助者と共有を図る。 ②飛行中に少しでも不安を感じたら、一時中断して安全であることを確認して再開させる。 ③飛行中は、補助者との連携を密にして安全飛行を徹底する。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
53	令和5年8月3日 9時45分頃	神奈川県 厚木市	個人	OK模型株式会社 ナビゲーター(ラジコン)	神奈川県厚木市 / 同左	レジャー飛行のため無人航空機を飛行させていたところ、機体が制御不能となり、右旋回しながら下降し、停車中の車両の左前バンパーの上部に接触し、落下した。機体が接触した車両のバンパーとバンパー上部の一部に凹みが生じた。	なし	主翼及び尾翼の破損	原因は受信機側のコネクター等の振動による接触不良、または瞬間的な妨害電波等が考えられる。再発防止策としては以下の通り。 ①エンジン機に搭載する受信機コネクタ等の防振対策を強化する。 ②妨害電波対策として高度100m以下の低空で送信機からの離隔距離も100m位までにして飛行させるようにする。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
54	令和5年8月4日 07時15分頃	新潟県 五泉市	事業者	ヤマハ発動機 株式会社 YF390AX	新潟県五泉市 / 同左	農業散布のため無人航空機を飛行させていたところ、補助者から必要な合図が出されなかったことから、機体が折り返すべき地点を通り過ぎて圃場付近にあった電線に接触し、一部損壊した。	なし	なし	①メーカーの研修会を通じて、ドローンを使用した農業散布の注意点について操縦者全員を再教育する。 ②農業散布する前に周辺のリスク箇所を操縦者と補助者全員で確認をする。 ③飛行させる方法として、障害物に向かった飛行は行わない。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。

* 本件は、運輸安全委員会設置法に基づいて運輸安全委員会が事故等調査の対象案件とされなかった無人航空機による事故及び重大インシデントの一覧であり、事故等調査の対象案件となった事案については、運輸安全委員会のホームページ (<https://www.mlit.go.jp/jtsb/>) において公表される。

No.	発生日時	発生場所	飛行させた者	型式若しくは製造者	出発地 / 到着予定地	事案の概要	人の死傷等	機体の損壊概要	再発防止策等	備考
55	令和5年8月4日 08時30分頃	山形県 北村山郡	事業者	ヤマハ発動機 株式会社 RMAX Type2G	山形県北村山郡 / 同左	農業散布のため無人航空機を飛行させていたところ、操縦者が足元に気を取られ機体から目を離れたことにより圃場内にあった電線に接触し、一部損壊した。	なし	電気系統の故障	①操縦者、補助者、機体のいずれかに問題が発生したら、必ず飛行を一時中断し、問題を解消してから再開させる。 ②事前に飛行ルート、周囲の状況を補助者と確認してから飛行させることを徹底する。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
56	令和5年8月5日 07時12分頃	岩手県 奥州市	事業者	ヤマハ発動機 株式会社 FAZER	岩手県奥州市 / 同左	農業散布のため無人航空機を飛行させていたところ、電線の上を越えようとした際に機体のテールローターを電線に接触させ、電線1本の一部が損傷し、周辺民家や水門・排水処理施設等に停電が発生した。	なし	メインローター、テールローターの損傷	・基本的に機体は障害物に向かって飛行させない。 ・やむを得ず障害物に向かって飛行させる際は、操縦者は補助者と連携を取りながら、障害物との安全な間隔を確認取りながら飛行させる。 ・補助者は、効率優先ではなく安全第一で飛行中の機体の側にいる。 ・操縦者・補助者は散布作業前に安全対策マニュアルを確認する。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
57	令和5年8月7日 9時30分頃	北海道 上川郡	事業者	ヤマハ発動機 株式会社 FAZER R	北海道上川郡 / 同左	農業散布のため無人航空機を飛行させていたところ、電話線が背後の木と同化していたため機体を電話線に接触させ、その一部が損壊した。	なし	全損	①実施主体及び作業員に圃場の事前確認の周知徹底。 ②補助者との連携不足の為、事前に作業員全員で飛行経路の打ち合わせ徹底。 ③作業員に対して、散布基準及び飛行ルールについて安全講習実施。 ④組織内での事故情報共有し、組織全体として原因把握及び安全講習実施。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
58	令和5年8月8日 09時20分頃	山口県 山口市	事業者	株式会社クボタ T20K	山口県山口市 / 同左	農業散布が終了して次の散布する圃場へ移動する際、機体の電源を落とさず飛行させたまま移動したことにより、圃場間にあった電線に気づかず接触し、一部損壊した。	なし	プロペラの破損	①圃場間の移動する際は、横着をせず必ず機体の電源を切ってから持ち運び移動する。 ②事前に設定した飛行ルートに障害物がないか操縦者と補助者全員で確認を行う。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
59	令和5年8月8日 10時30分頃	宮城県 栗原市	事業者	DJI JAPAN 株式会社 AGRAS MG-1SAdvanced	宮城県栗原市 / 同左	農業散布が終了して無人航空機を着陸させようとしたタイミングで突風が吹いたことにより、機体がバランスを崩し姿勢を整えようとしたところ、操作を誤って付近にあった墓石に接触し、一部損壊した。	なし	プロペラの破損	①事前に農業散布する周辺のリスク箇所を操縦者と補助者全員で共有する。 ②散布中の不意な出来事にも対応出来るように、ドロウの操縦は補助者と共通認識をもって丁寧な操縦を行う。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
60	令和5年8月11日 05時11分頃	茨城県 桜川市	事業者	ヤマハ発動機 株式会社 FAZER R	茨城県桜川市 / 同左	農業散布のため無人航空機を飛行させていたところ、電話線に接触し、断線させた。	なし	メインローターヘッドの破損	①事前の周辺の障害物の有無の確認を徹底。 ②特に圃場の終端等、操縦者から遠方にある障害物の確認を操縦者、補助者共に徹底。 ③コミュニケーション不足による障害物の見落としを防ぐため離陸前及び飛行中にも会話をし逐次の状況確認を徹底。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
61	令和5年8月11日 06時00分頃	岩手県 奥州市	個人	東光鉄工株式会社 TSV-AQ2	岩手県奥州市 / 同左	農業散布のため無人航空機を離陸させた後、機体を停止させるための制動距離を見誤り、折り返す時に機体を家屋の外壁に接触させ、当該家屋の外壁の一部を破損させた。	なし	全損	①飛行前に周囲の障害物について、操縦者と補助者間で相互確認する。 ②機体を折り返す際は、端に到達する残りの距離感を補助者は操縦者へ伝達する。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。

* 本件は、運輸安全委員会設置法に基づいて運輸安全委員会が事故等調査の対象案件とされなかった無人航空機による事故及び重大インシデントの一覧であり、事故等調査の対象案件となった事案については、運輸安全委員会のホームページ (<https://www.mlit.go.jp/jtsb/>) において公表される。

No.	発生日時	発生場所	飛行させた者	型式若しくは製造者	出発地 / 到着予定地	事案の概要	人の死傷等	機体の損壊概要	再発防止策等	備考
62	令和5年8月12日 07時00分頃	熊本県 熊本市	事業者	ヤマハ発動機 株式会社 RMAX Type II G	熊本県熊本市 / 同左	農業散布のため無人航空機を飛行させていたところ、電線の方向へ飛行させている際に操縦者が電線の位置を誤認識したことで、機体を電線に接触させ、当該電線の一部が破損した。	なし	メインローター・サイドカバー・メインマスト・テールボディー・トランスミッションの破損	①飛行前に操縦者・補助者共に圃場の障害物について確認し、飛行方法について相互確認すること。 ②飛行中の操縦者・補助者間のコミュニケーションは積極的に取り、機体が障害物に接近時は必ず補助者は操縦者へ合図を送り、操縦者の認識状況を確認すること。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
63	令和5年8月14日 08時50分頃	岩手県 一関市	個人	ヤマハ発動機 株式会社 AYH-03	岩手県一関市 / 同左	農業散布のため無人航空機を飛行させていたところ、圃場のエンドラインで機体を折り返す予定であったが、操縦者が目測を誤り通り過ぎたため、付近にあった電線に接触し、一部損壊した。	なし	メインローターの破損	①飛行経路に応じた補助者の配置を徹底する。 ②圃場内及び周辺の障害物を補助者と確認して共有を図る。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
64	令和5年8月19日 8時40分頃	岡山県 井原市	事業者	DJI JAPAN 株式会社 AGRAS T10	岡山県井原市 / 同左	農業散布のため無人航空機を飛行させていたところ、機体が磁気干渉を受け意図しない挙動をしたため着陸させようとしたところ、駐車されていた車両に接触し、当該車両のリアバンパーの一部が破損した。	なし	機体後部のプロペラの破損	①飛行前に操縦者と補助者で、飛行経路周辺の障害物や飛行環境について相互確認する。 ②飛行散布計画を見ず、離着陸場所を目的の圃場から少し離れた開けた場所に設定し、圃場への進入経路も電線や鉄類から離れた位置を慎重に飛行しながら進入する。それに伴い補助者の配置位置、動線も再考する。 ③センサー類を分解清掃する。通常の日常点検に加えて磁気センサー、GNSSアンテナ類の接点部分をしっかりと確認、清掃を行い、安定した感度を保てるようにする。 ④操縦者の危機管理を再確認する。飛行マニュアル等を見直し、自社訓練場で不足の事態を想定した訓練を定期的に行う。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
65	令和5年8月21日 11時10分頃	青森県 十和田市	事業者	DJI JAPAN 株式会社 AGRAS T30	青森県十和田市 / 同左	農業散布のため無人航空機を飛行させていたところ、補助者との連携が適切に行われず本来折り返すべき地点を越えたことで、機体を電話線に接触させ、その一部が損壊した。	なし	スキッド、ローターアーム破損	①事前に農業散布する圃場、周辺のリスクを関係者全員で確認して共通認識を図る。 ②補助者配置方向に飛行させる時は、都度補助者に声掛けを行い、圃場のエンドラインを確認する。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
66	令和5年8月22日 09時30分頃	兵庫県 美方郡	個人	DJI JAPAN 株式会社 MINI 3 PRO	兵庫県美方郡 / 同左	空撮のため無人航空機を飛行中、機体が突然降下し海へ落下した。	なし	紛失	要因は推進システム(モーター)に出力異常が発生したため。	本件は、「無人航空機の制御が不能となった事態」として、重大インシデントに該当する。
67	令和5年8月25日 10時15分頃	山形県 長井市	事業者	DJI JAPAN 株式会社 AGRAS MG-1P	山形県長井市 / 同左	農業散布のため無人航空機を飛行させ、着陸させようとしたところ、操作を誤り、想定した飛行範囲を逸脱したことにより、付近にあった第三者の建屋に衝突、建屋の窓ガラス及び外壁が損傷した。	なし	アーム折れ、プロペラ破損	①経験の浅い操縦者による飛行であったことを踏まえ、事前の飛行練習時間を設け技能向上に努める。 ②飛行前に安全対策および飛行手順の確認を徹底。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。

* 本件は、運輸安全委員会設置法に基づいて運輸安全委員会が事故等調査の対象案件とされなかった無人航空機による事故及び重大インシデントの一覧であり、事故等調査の対象案件となった事案については、運輸安全委員会のホームページ (<https://www.mlit.go.jp/jtsb/>) において公表される。

No.	発生日時	発生場所	飛行させた者	型式若しくは製造者	出発地 / 到着予定地	事案の概要	人の死傷等	機体の損壊概要	再発防止策等	備考
68	令和5年8月25日 11時30分頃	広島県 広島市	事業者	DJI JAPAN株式会社 Mavic 3 Enterprise	広島県広島市 / 同左	測量のために無人航空機を飛行させていたところ、操縦を誤りカーポート上部に機体を接触させ、一部損傷させた。	なし	アーム、プロペラ、カメラ接続部の損傷	①事前に飛行ルートや離着陸エリア周辺のリスク箇所を確認しておく。 ②可能な限り、障害物の少ない飛行エリアを選択して飛行させる。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
69	令和5年8月28日 07時30分頃	福岡県 朝倉郡	事業者	ヤマハ発動機株式会社 RMAX Type II G	福岡県朝倉郡 / 同左	農業散布のため無人航空機を飛行させていたところ、背後の色と同化した通信線が存在に気づかず、機体を通信線に接触させ、当該通信線を断線させた。	なし	前方・後方のプロペラの破損	①操縦者は補助者が適切な位置に着いたことを確認後に飛行を開始する。 ②飛行前に操縦者・補助者共に圃場の障害物について確認し、飛行方法について相互確認すること。 ③飛行させる方法として、障害物に向かった飛行は行わない。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
70	令和5年8月28日 11時49分頃	鳥取県 八頭郡	事業者	株式会社FLIGHTS FLIGHTS-AG V2	鳥取県八頭郡 / 同左	農業散布のため無人航空機を飛行させていたところ、自動モードで空中停止中、機体が意図しない方向へ移動したのち、圃場脇の小屋外壁に接触し、当該外壁の一部が破損した。	なし	プロペラ4枚の破損、 モーター1ヶ所の破損	①本来自動モードからマニュアルモードへ切り替えてから操縦すべきところ、自動モードのまま操作をしてしまった操縦ミスが要因であった。操縦者は再度、機体操作について確認し、自動モードとマニュアルモードの違いを理解する。 ②障害物からの安全な飛行距離を保って飛行する。そのため、飛行前に操縦者と補助者の間で圃場での飛行方法について確認し合う。 ③飛行中は、操縦者と補助者の間で、機体の状況や操作の切替えについても情報共有を行う。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
71	令和5年8月29日 09時00分頃	長崎県 佐世保市	事業者	ヤマハ発動機株式会社 RMAX Type II G	長崎県佐世保市 / 同左	農業散布のため無人航空機を飛行させていたところ、脇見をしたことでメインローターを電柱支線に接触させ、当該支線は断線し、機体はその後落下した。	なし	メインローター、エンジン、テール、ヘッド、フレームの破損	①飛行前に操縦者と補助者で、飛行経路周辺の障害物や飛行環境について相互確認する。 ②飛行させる方法として、障害物に向かった飛行は行わない。 ③飛行中の操縦者・補助者間のコミュニケーションは積極的に取り、機体が障害物に接近時は必ず補助者は操縦者へ合図を送り、操縦者の認識状況を確認すること。 ④操縦者、補助者、機体のいずれかに問題が発生したら、必ず飛行を一時中断し、問題を解消してから再開させる。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
72	令和5年8月29日 10時45分頃	兵庫県 加西市	事業者	ヤマハ発動機株式会社 RMAX Type II G	兵庫県加西市 / 同左	農業散布のため無人航空機を飛行させていたところ、背景の色と同化した通信線に気づかず、機体を通信線に接触させ、当該通信線が断線した。これにより1軒で通信障害が発生した。	なし	各部位に曲がり、亀裂等の損傷	①農業散布を行う際に地図を配布し、過去に事故のあった圃場に印を加える。 ②断線させた架線に赤テープを貼り付け目印とする。 ③飛行方向の基本は、障害物に向かわず平行に行う。 ④地図の確認はオペレーターとナビゲーター両者で行い、飛行する上で障害となりうる架線等を見つけた際には、機体を着陸させ飛行方法を確認する。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。

*本件は、運輸安全委員会設置法に基づいて運輸安全委員会が事故等調査の対象案件とされなかった無人航空機による事故及び重大インシデントの一覧であり、事故等調査の対象案件となった事案については、運輸安全委員会のホームページ (<https://www.mlit.go.jp/jtsb/>) において公表される。

No.	発生日時	発生場所	飛行させた者	型式若しくは製造者	出発地 / 到着予定地	事案の概要	人の死傷等	機体の損壊概要	再発防止策等	備考
73	令和5年7月31日 14時35分頃	北海道 樺戸郡	大学	DJI JAPAN 株式会社 INSPIRE 2	北海道樺戸郡 / 同左	空撮のため無人航空機を飛行させていたところ、意図しない急上昇を始めたため、手動操作により降下させた際、突然全てのプロペラが停止し、直下にあった倉庫の屋根に落下した。なお、落下した倉庫の屋根の一部に穿孔及び凹みが発生したものの、関係者の物件であったため第三者物件の損壊には該当しない。	なし	全損	要因は飛行中にバッテリーの基盤が故障したことにより、電源喪失に陥り、モーターが停止し墜落したため。	本件は、「無人航空機の制御が不能となった事態」として、重大インシデントに該当する。
74	令和5年8月1日 17時10分頃	大阪府 高石市	事業者	DJI JAPAN 株式会社 MATRICE 300 RTK	大阪府高石市 / 同左	橋梁点検のため無人航空機を河川上空で飛行させていたところ、意図せず機体推進システムエラー表示とともに機体が緊急着陸モードとなり、水没した。	なし	全損	何らかの要因でモーターが熱による反応を起こし、モーター回転に異常が発生し、機体推進システムエラーに至ったため。	本件は、「無人航空機の制御が不能となった事態」として、重大インシデントに該当する。
75	令和5年8月6日 07時45分頃	富山県 下新川郡	事業者	ヤマハ発動機 株式会社 FAZER R	富山県下新川郡 / 同左	農業散布のため無人航空機を飛行させていたところ、機体を方向転換し後退させようとした際、操縦を誤り本来の停止点を越えたことにより電線に接触させ、当該電線が断線した。	なし	全損	①飛行中の操縦者・補助者間のコミュニケーションは積極的に取り、機体が障害物に接近時は必ず補助者は操縦者へ合図を送り、操縦者の認識状況を確認することで、操縦ミス回避させていく。 ②障害物近くの飛行について、今後は防除散布地図の配布段階で下見をし、あらかじめ危険箇所は地図に記入する。その事前確認の段階で障害物との安全な距離が確保しにくい部分については飛行を取りやめることも検討していく。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
76	令和5年8月10日 07時30分頃	富山県 小矢部市	事業者	ヤマハ発動機 株式会社 YMR-08	富山県小矢部市 / 同左	農業散布のため無人航空機を飛行させていたところ、機体を空中静止させたまま操縦者・補助者が圃場脇を移動していた際、意図せず操縦者の指が送信機に触れたことで機体が動き、圃場脇の家屋の窓ガラスに接触させ、窓ガラス1枚が破損した。	なし	プロペラ及び機体本体の破損	①操縦者・補助者双方が注意散漫であったことから、今後は作業中に相互の会話を増やすことで注意散漫防止や危険回避に繋げていき、特に作業に慣れてきた時の操縦者・補助者間のコミュニケーションを増やしていくこととする。 ②機体を家屋に接近させ飛行していたため、今後は飛行前に危険な場所を操縦者・補助者間で共有し、必ず常時双方が目視確認できる状態での作業に留意する。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
77	令和5年8月13日 16時05分頃	岩手県 花巻市	事業者	DJI JAPAN 株式会社 T30	岩手県花巻市 / 同左	農業散布のため無人航空機を飛行させていたところ、追い風に煽られたことで、ローターが電話線に引っ掛かり宙吊り状態になり、当該電話線の一部が断線した。断線した電話線は現在使用されておらず、通信障害はなかった。	なし	プロペラ12枚中9枚の破損、ローター1個の破損	①基本的に機体は障害物に向かって飛行させない。 ②やむを得ず障害物に向かって飛行させる際は、操縦者は補助者と連携を取りながら、障害物との安全な間隔を確認取りながら飛行させる。 ③飛行中の操縦者・補助者間のコミュニケーションは積極的に取り、機体が障害物に接近時は必ず補助者は操縦者へ合図を送り、操縦者の認識状況を確認すること。 ④散布中の不意な出来事にも対応出来るように、ドローンの操縦は補助者と共通認識をもって丁寧な操縦を行う。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
78	令和5年8月18日 6時10分頃	広島県 福山市	事業者	株式会社 丸山製作所 MMC940AC	広島県福山市 / 同左	農業散布のため無人航空機を自動操縦で飛行させていたところ、GPS機能が不安定である旨の表示とともに機体が意図しない方向へ移動したため、操縦者は手動操縦に切り替えたところ、操作を誤り圃場近くの家屋の雨樋に接触させ、当該雨樋が破損した。	なし	プロペラ6枚、キャノピー(カバー)、散布ノズル、脚2本、農業タンク枠等の破損	①ドローン操作マニュアルに従い、離陸前にGPS受信を適切に確認し、受信が安定後、補助者に情報共有の上、離陸させる。 ②操縦者は、ドローン操作マニュアルの内容を十分に把握し、GPS機能の動作不良が起こった場合の手動操作について確認を行い、対処できる知識と技能を持った上で作業に従事する。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。

* 本件は、運輸安全委員会設置法に基づいて運輸安全委員会が事故等調査の対象案件とされなかった無人航空機による事故及び重大インシデントの一覧であり、事故等調査の対象案件となった事案については、運輸安全委員会のホームページ (<https://www.mlit.go.jp/jtsb/>) において公表される。

No.	発生日時	発生場所	飛行させた者	型式若しくは製造者	出発地 / 到着予定地	事案の概要	人の死傷等	機体の損壊概要	再発防止策等	備考
79	令和5年8月20日 10時40分頃	佐賀県 藤津郡	事業者	ヤマハ発動機 株式会社 YF390AX	佐賀県藤津郡 / 同左	農業散布のため無人航空機を飛行させていたところ、目測を誤り機体をインターネット回線に接触させ、当該回線を断線させた。当該インターネット回線の断線により2軒で通信障害が発生した。	なし	メインローター、スキッドロープ及びテール部の損壊	①飛行前に地形と障害物について詳細に調査した上で、適切な飛行経路を選定し、障害物との接触リスクを低減させるため飛行高度を適切に設定する。また、飛行前に飛行予定エリアの障害物について操縦者と補助者間で確認会話する。 ②飛行中、電線などの障害物の情報を常時操縦者に伝える補助者を適切な位置に配置し、補助者は状況に応じて適切な回避方法を操縦者へ伝達し、操縦者の認識状況を確認する。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
80	令和5年8月25日 06時30分頃	秋田県 北秋田市	個人	ヤマハ発動機 株式会社 YMR-08	秋田県北秋田市 / 同左	農業散布のため無人航空機を飛行させていたところ、操縦を誤り停止すべき地点を越えたため、機体を防雪柵に接触させた後、走行中のトラックの荷台に接触させた。これにより防雪柵に擦り傷がついたほか、当該トラックはそのまま走り去ったためトラックに破損があったかは不明。	なし	全損	①交通量の多い道路及び柵・電柱などの障害物に向かってドローンを飛ばさないように飛行経路を選定する。やむを得ず道路・障害物に向かって飛行をせざるを得ない場合は、必ず補助者を道路・障害物側へ配置し、操縦者と補助者でコミュニケーションを取りながら、安全確認をした上で飛行させる。 ②ドローンを飛ばす方向20m以内に障害物があり、これを避けられない場合は、ドローンによる防除を中止し、スプレー式動力噴霧機(または背負い式動力散布機)を使った地上散布に切り換える運用を行う。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
81	令和5年9月2日 07時46分頃	山口県 山口市	事業者	XAG JAPAN 株式会社 P40	山口県山口市 / 同左	農業散布のため無人航空機を飛行させていたところ、背後の家屋の色と同化した通信用ケーブルの存在に気づかず、機体がケーブルに接触し、当該ケーブル3本のうち1本が断線した。本件に伴う通信障害は発生しなかった。	なし	損壊なし	①空中散布前に現地確認を行い、電線など視認しにくい障害物や危険箇所の状況を把握し、地図にも記載することで、操縦者と補助者間で情報を共有する。 ②農作物の成長により農作物と障害物の間隔が変動することを認識し、圃場上空に電線等障害物がある場合には、低高度を維持しながら飛行する。 ③作業の慣れによる思い込みがないよう、安全を第一に、操縦者・補助者相互の連携を常に心掛ける。 ④機体購入先と連携し、操縦者・補助者に対して、機体の性能・操作方法などについて定期的な教育訓練の場を設け、危機意識の向上と共有を図る。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
82	令和5年9月4日 07時00分頃	宮崎県 東諸県郡	事業者	ヤマハ発動機 株式会社 FAZER_R	宮崎県東諸県郡 / 同左	農業散布のため無人航空機を飛行させていたところ、補助者の合図でエンドラインを折り返して後進していたが、目測誤りにより電線を回避するタイミングが遅れたことで機体が電線に接触し、電線カバーを一部損傷させた。	なし	ローター、テール、タンク等の破損	①操縦者と補助者は事前に現場周辺のリスク箇所を共有し、お互い納得したうえで飛行を開始する。 ②操縦者が現場状況を確認して散布困難であると判断した場合は、無理に散布を行わず別の方法を検討する。 ③操縦者の技能向上に向け、機体メーカーの外部講師を雇い安全講習会を開催する。 ⑤操縦者の体調は常に気を掛け、農業散布する時間は余裕を持って行う。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
83	令和5年9月19日 09時40分頃	愛媛県 西条市	個人	DJI JAPAN 株式会社 AGRAS T10	愛媛県西条市 / 同左	農業散布のため無人航空機を飛行させていたところ、操縦を誤り機体を家屋の雨どいに接触させ、その一部が破損した。	なし	前方部・カメラ・プロペラの破損	①事前の圃場確認を再度徹底し、危険箇所等について操縦者・補助者間で相互に共有する。 ②家屋等への接近を避け、「あと少し」の飛行はしないようにする。 ③可能な限り広い圃場で飛行練習を行い、操作ミスをしないう飛行訓練を行う。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。

* 本件は、運輸安全委員会設置法に基づいて運輸安全委員会が事故等調査の対象案件とされなかった無人航空機による事故及び重大インシデントの一覧であり、事故等調査の対象案件となった事案については、運輸安全委員会のホームページ (<https://www.mlit.go.jp/jtsb/>) において公表される。

No.	発生日時	発生場所	飛行させた者	型式若しくは製造者	出発地 / 到着予定地	事案の概要	人の死傷等	機体の損壊概要	再発防止策等	備考
84	令和5年9月29日 13時33分頃	宮城県 遠田郡	事業者	DJI JAPAN 株式会社 AGRAS T20	宮城県遠田郡 / 同左	農業散布のため無人航空機を飛行させた後、機体を不安定な圃場あぜ道に着陸させた際、プロペラが停止する前に、機体が強風にあおられ近隣の太陽光パネル施設を囲うパネルフェンスに接触し、フェンス2枚が破損した。	なし	プロペラ4組破損	①離陸する前に散布周辺の確認と共に補助者及び関係者含め情報共有を行う。 ②手動操作時の安全について機体方向及び天候や離陸・着陸箇所に問題がないか常に注意して操作する。 ③事前に天候の状況を鑑みて依頼者と相談し、当日の散布時間及び日程を変更することも検討する。 ④作業の慣れによる操作の思い込みがないように心掛ける。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
85	令和5年9月30日 16時53分頃	茨城県 結城市	事業者	DJI JAPAN 株式会社 MAVIC AIR	茨城県結城市 / 同左	空撮のため無人航空機を飛行させていたところ、機体と電話線の距離感を見誤ったため電話線のカバーに機体を接触させ、カバーの一部が損傷した。	なし	なし	①飛行前に干渉するであろう障害物を確認して、十分な離隔距離を保ちながら丁寧な操縦を行う。 ②操縦者と補助者のコミュニケーションを密にして、十分な連携を図りながら安全飛行を行う。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
86	令和5年8月8日 07時30分頃	石川県 小松市	事業者	DJI JAPAN 株式会社 AGRAS T10	石川県小松市 / 同左	農業散布のため無人航空機を飛行させていたところ、プロペラが有線放送用ケーブルに接触し、当該ケーブルを断線させた。断線したケーブルは現在使用しておらず、周辺地域に影響はなかった。	なし	プロペラの一部の破損	①操縦者及び補助者は空中散布の実施前に共同で危険箇所等の情報を確実に把握し、互いに共有する。 ②離陸から圃場内に機体を入れる時の飛行方法として、補助者は障害物が見やすい場所へ移り、操縦者へ適格に状況伝達すること。操縦者は補助者からの情報を確認し、圃場内に進入する際に細心の注意を払うこと。また、障害物がある農道から圃場に機体を飛行させる際は、障害物との安全な間隔を確保した高度まで上昇させた後、その高度を維持したまま圃場に進入させること。 ③空中散布中(圃場内)においても補助者は迅速かつ正確に障害物等に関する情報を操縦者に伝達すること。また、操縦者は補助者からの指示の確認を毎回行うことを徹底し事故の再発防止を図る。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
87	令和5年8月25日 8時00分頃	兵庫県 多可郡	個人	DJI JAPAN 株式会社 AGRAS T10	兵庫県多可郡 / 同左	農業散布のため無人航空機を飛行させていたところ、折り返し時に本来の停止位置を通り過ぎ、背景の色に同化した電線に気づかなかったため、機体を電線に接触させ、当該電線の一部が破損した。これにより電線を引き込んでいた工場内のポンプが一時的に停止した。	なし	なし	①離陸する前に圃場周辺の障害物を操縦者と補助者で確認し、相互で情報共有を行う。 ②飛行中の操縦者・補助者間のコミュニケーションは積極的に取り、障害物の多い場所では指差しと声出し確認両方で行うこと。また、機体が障害物に接近時は必ず補助者は操縦者へ合図を送り、操縦者の認識状況を確認すること。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
88	令和5年9月29日 10時27分頃	静岡県 浜松市	事業者	ソニーグループ株式会社 Airpeak S1	静岡県浜松市 / 同左	訓練飛行のため無人航空機を離陸させたところ、飛行開始直後にバッテリーパックに関するエラーメッセージが表示され、空中停止させたが制御不能となり落下した。	なし	本体、ジンバル、取付けカメラの破損	要因はバッテリーパックの内部基板が偶発故障したことにより、バッテリーパックからの出力が停止したことで、機体のプロペラの回転が停止したため。機体側の予防措置として、飛行前の動作チェックにて異常を検知した場合、強制的に飛行開始を無効化する既存機能への条件追加を、ソフトウェア・アップデートで実施済み。	本件は、「無人航空機の制御が不能となった事態」として、重大インシデントに該当する。

* 本件は、運輸安全委員会設置法に基づいて運輸安全委員会が事故等調査の対象案件とされなかった無人航空機による事故及び重大インシデントの一覧であり、事故等調査の対象案件となった事案については、運輸安全委員会のホームページ (<https://www.mlit.go.jp/jtsb/>) において公表される。

No.	発生日時	発生場所	飛行させた者	型式若しくは製造者	出発地 / 到着予定地	事案の概要	人の死傷等	機体の損壊概要	再発防止策等	備考
89	令和5年10月19日 11時50分頃	東京都 町田市	行政機関	DJI JAPAN 株式会社 PHANTOM 3 STANDARD	東京都町田市 / 同左	飛行研修実施のため研修員が無人航空機を飛行させていたところ、操作を誤り、機体が講師の鼻に接触し負傷した。	講師一名軽傷 (鼻頭切創)	なし	①研修員に事前に無人航空機の機体のマニュアルに従った緊急時の着陸方法を修得させる。また、飛行時に地表近くで不安定化した場合は、機体のマニュアルに従い緊急着陸モードを選択することを徹底する。 ②無人航空機の飛行中は研修員・講師ともに、無人航空機の動向注視を徹底する。	本件は、「無人航空機による人の負傷」として、重大インシデントに該当する。
90	令和5年9月30日 14時46分頃	和歌山県 岩出市	行政機関	株式会社ACSL 蒼天	和歌山県紀の川市 / 和歌山県岩出市	水難救助に伴う要救助者捜索のため無人航空機を飛行させていたところ、No.2モーター(右後方)が故障により停止し飛行継続不可能となり、川へ落下した。	なし	水没	要因はNo.2モーター(右後方)の個体不良発生のため。 再発防止策としては、ファームウェアのアップデート時に機体モーターの回転数や電流値に異常が見られた場合に検知できる機能を改善し、アラートを発出するよう全機体に改善を施した。	本件は、「無人航空機の制御が不能となった事態」として、重大インシデントに該当する。
91	令和5年11月2日 15時02分頃	山形県 鶴岡市	個人	DJI JAPAN 株式会社 Mini 3 Pro	山形県鶴岡市 / 同左	空撮のため無人航空機を離陸させ前進させたところ、操作スティックは前進のままだったが、機体は後退し、制御不能となり間もなく落下した。	なし	紛失	要因は機体の速度検知の異常が生じたため。	本件は、「無人航空機の制御が不能となった事態」として、重大インシデントに該当する。
92	令和5年11月15日 09時46分頃	岩手県 奥州市	行政機関	DJI JAPAN 株式会社 MAVIC 2 ENTERPRISE DUAL	岩手県奥州市 / 同左	訓練飛行のため無人航空機を飛行させていたところ、バッテリー残量表示が0%となるとともに機体が制御不能となり、風に流され落下した。その際、家屋の外壁とエアコン室外機の一部が破損した。	なし	プロペラ1枚、プロペラガード3本の破損	飛行中バッテリー残量表示が突然0%となった要因は、低温環境下でのバッテリー使用のためだった。 再発防止策としては、当該行政機関内で規定する無人航空機運航要綱の一部を改訂し、無人航空機を飛行させる際の動作確認表を新たに策定し、本飛行前に手元で無人航空機を低高度で飛行させることで急激なバッテリー低下がないか確認するための項目を追加した。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
93	令和5年11月15日 09時46分頃	岐阜県 揖斐郡	事業者	DJI JAPAN 株式会社 PHANTOM 4 PRO	岐阜県揖斐郡 / 同左	ビルの点検飛行のため無人航空機を飛行させていたところ、機体が風に煽られビルの外壁に接触し、外壁に擦り傷・凹み傷が生じた。	なし	機体左側のプロペラが破損	要因は機体が風に煽られたため。 再発防止策としては、以下2点。 ①飛行開始前に風速及び風向の傾向を確認するため、地上付近と建屋屋上の2カ所で計測を行い、風速5m/s以下及び風向で飛行の可否を判断する。 ②今後人身事故を起こさないため、立ち入り禁止区域の設定や誘導員の配置など通行規制計画も改めて策定する。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
94	令和5年12月25日 13時30分頃	広島県 福山市	事業者	DJI JAPAN 株式会社 DJI Mini 2 SE	広島県福山市 / 同左	住宅設備点検のため無人航空機を飛行させていたところ、降下時に停車中の車両に機体が接触し、当該車両の一部が破損した。	なし	なし	要因は機体を降下させる際に操縦者がコントローラーの画面を注視し過ぎてしまい、機体の動きを確認できていなかったため。 再発防止策は以下の通り。 ・離陸前に周囲と距離を取る。 ・離着陸時に周囲に声掛けをする。 ・操縦中は機体を目視する。 ・補助者を配置し、離着陸場所周辺の障害物について補助者は操縦者へ合図を送り、操縦者の認識を確認する。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。

* 本件は、運輸安全委員会設置法に基づいて運輸安全委員会が事故等調査の対象案件とされなかった無人航空機による事故及び重大インシデントの一覧であり、事故等調査の対象案件となった事案については、運輸安全委員会のホームページ (<https://www.mlit.go.jp/jtsb/>) において公表される。

No.	発生日時	発生場所	飛行させた者	型式若しくは製造者	出発地 / 到着予定地	事案の概要	人の死傷等	機体の損壊概要	再発防止策等	備考
95	令和5年12月27日 13時32分頃	ミクロネシア連邦とパプアニューギニアの間の公海上 (機体の着水地点:北緯4度34分57秒 東経148度17分34秒(ポートモレスビーより北へ約1500km))	事業者	株式会社プロドローン PDH-GS120	ミクロネシア連邦とパプアニューギニアの間の公海上 / 同左	魚群探索のため無人航空機を飛行させていたところ、ジャイロコンパスの情報から読み取った姿勢制御の計算処理に誤りがあり、機体が制御不能となり着水した。	なし	全損	計算処理が正しくなるように、対象となる機体へファームウェアアップデートをリリースした。	本件は、「無人航空機の制御が不能となった事態」として、重大インシデントに該当する。
96	令和6年1月11日 14時50分頃	京都府 福知山市	個人	自作ラジコン機	京都府福知山市 / 同左	レジャー飛行のため無人航空機を飛行させ着陸させた後、機体の状態を確認するため再度モーターの回転数を上げた際に、機体が前進し第三者の車両左側に接触し、当該車両の一部が破損した。	なし	全損	機体が動かないようセットされていなかったことが要因であるため、下記の再発防止策を講じる。 ・機体を動かす際には、第三者に機体の保持をお願いするか、自分の両足で機体の胴体を挟み、尾翼の左右前縁に両足がかかる様にして急にモーターが回りだしても走り出さない様にする。 ・人や第三者の物件に機首を向けて機体を前進させない。 ・初めはスロットルカットを入れて調整する。(このスイッチを入れておけばモータースティックを動かしてもモーターは回らない。)	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。
97	令和6年1月28日 12:45頃	茨城県 守谷市	個人	自作ラジコン機	茨城県坂東市 / 同左	レジャー飛行のため無人航空機を飛行させていたところ、機体が制御不能となり家屋脇に設置されたバスケットボールゴールに接触の上落下し、その際に当該バスケットボールゴールの一部が破損した。	なし	半壊	コネクタ、スイッチ又は電線が経年劣化等により接触不良が発生し、電源系統が喪失したものと考えられるため、コネクタ・スイッチ類を定期的に交換する。	本件は、「無人航空機による人の死傷又は物件の損壊」として、事故に該当する。

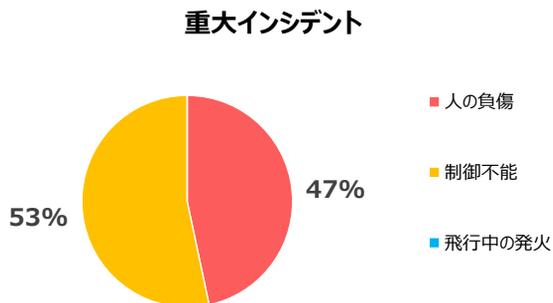
* 本件は、運輸安全委員会設置法に基づいて運輸安全委員会が事故等調査の対象案件とされなかった無人航空機による事故及び重大インシデントの一覧であり、事故等調査の対象案件となった事案については、運輸安全委員会のホームページ(<https://www.mlit.go.jp/jtsb/>)において公表される。

* 本件は、運輸安全委員会設置法に基づいて運輸安全委員会が事故等調査の対象案件とされなかった無人航空機による事故及び重大インシデントの一覧であり、事故等調査の対象案件となった事案については、運輸安全委員会のホームページ (<https://www.mlit.go.jp/jtsb/>) において公表される。

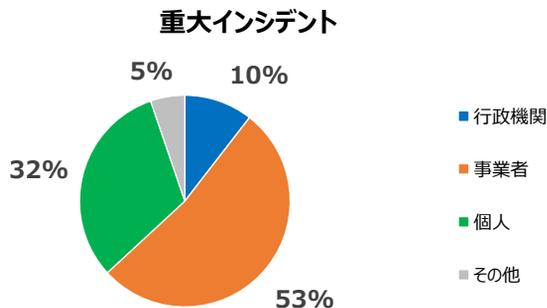
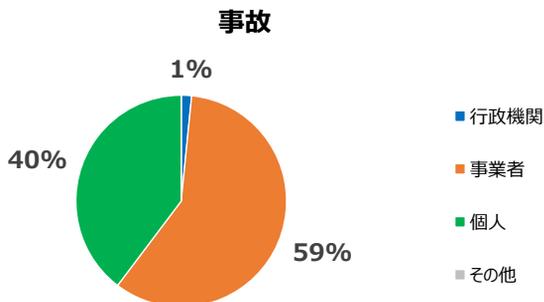
令和5年度に報告のあった事故・重大インシデントに該当した事案において、その要因や飛行の目的等について分類・集計した情報を公開します。ご参考までご覧ください。

なお、分類・集計した情報は **令和6年1月末時点** のものです。

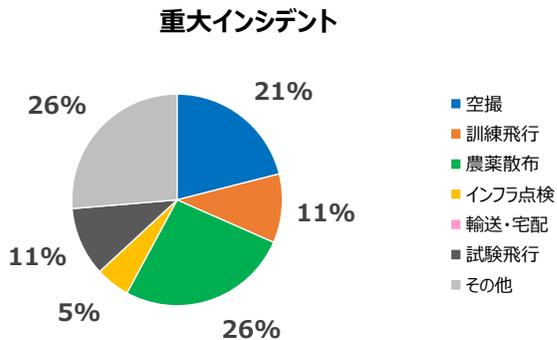
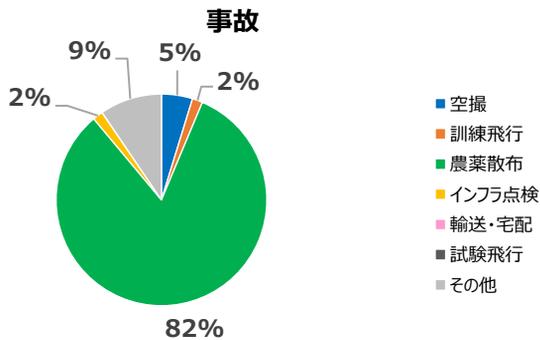
事故・重大インシデントに該当した要因の別



発生した事故・重大インシデントにかかる運航者の別



発生した事故・重大インシデントにおける飛行目的の別



発生した事故・重大インシデントにかかる飛行カテゴリーの別

